

足助中学校同窓会 会則

(名 称)

第1条 本会は、足助中学校同窓会と称し、事務局を足助中学校内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親和と連携を密にし、共に励み・助け合い、あわせて母校の発展に寄与することを目的とする。

(会 員)

第3条 本会は、足助中学校（旧足助・賀茂・盛岡・阿摺及び中部・東部・西部・北部の各中学校）の正会員及び特別会員をもって構成する。

（1）正会員とは足助中学校の卒業生

（2）特別会員とは足助中学校に在職する及び在職した教職員

(事 業)

第4条 本会は、次の事業を行う。

（1）会員相互の親睦

（2）母校と会員との連携

（3）母校の発展に協力

（4）その他目的達成に必要な事業

(役 員)

第5条 本会には、次の役員を置く。

（1）会 長 1名

（2）副会長 5名（会員4・学校1）

（3）庶 務 2名（会員1・学校1）

（4）会 計 2名（会員1・学校1）

（5）理 事 若干名

(役員の選任及び任期)

第6条 会長の選任は役員会で決定する。

2 副会長、庶務、会計、理事は会長が任命する。

3 役員の任期は2年とする。ただし、後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員の再任は、これを妨げない。

5 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の任務)

第7条 会長は、会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長の代行をすることができる。

3 庶務は、会の事務を掌握する。

4 会計は、会の会計を司る。

5 理事は、会の運営を行う。

(顧問及び相談役)

第8条 必要に応じて役員会の承認をもって、本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

(会 議)

第9条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総 会
- (2) 役員会
- (3) 拡大役員会

(総 会)

第10条 総会は、年1回とする。ただし、会長が必要と認めるときに招集し、臨時に開くことができる。

2 総会は、役員会での決定事項を受けて、本会の報告・承認をする場とする。

(役員会)

第11条 役員会は、会長、副会長、庶務及び会計をもって組織し、会長が招集する。

2 役員会は、会長の選任、会則の改廃及び本会の活動に必要な事項の決定を審議する場とする。

3 必要に応じて、顧問及び相談役に出席を依頼できる。

(拡大役員会)

第12条 拡大役員会は、役員全員をもって組織し、必要に応じて、会長が招集する。

(会計年度及び経費)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 この会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

3 会費は、終身会費とし、卒業時に1人1,000円を納入する。

(監 査)

第14条 監査は、本会計の監査にあたる。

2 監査は、PTA会長があたる。

附 則

この会則は、平成20年10月25日から施行する。